

専決処分の報告について
(援助課職員による庁有自動車の車両事故に係る示談処理)

1 事故発生の概括

令和4年12月22日午前11時40分頃、援助課職員が、庁有車両を使用して家庭訪問を終え帰庁する際、板橋区本町38番1号付近において、左折時に交通事故を起こしたものである。

事故現場は片道3車線の道路で、左車線には駐停車中の車が複数台あり、左車線を走行できず、中央車線を走行していた。交差点手前付近には確認時点では相手方車両がハザードランプを点灯させて停車していた。そのため、中央車線から相手方車両を追い越し、左車線に入り交差点を左折しようとしたところ、相手方車両が既に発進を開始しており、庁有車両の左後方部と相手方車両の右前方部が接触し、損害を負わせたものである。

2 損害の程度と損害賠償額

	損害の程度等	損害額	事故の責任割合	負担額
区側	物的損害	①129,019円	③90%	⑤189,031円(②×③)
相手側	物的損害	②210,034円	④10%	⑥12,902円(①×④)
損害賠償金額(区側)				176,129円(⑤-⑥)

※人的被害は双方なし

3 示談の相手方

東京都足立区伊興5丁目所在の法人

4 示談成立日及び専決処分決定日

令和5年1月31日

5 示談の処理

本件について、いかなる事象が発生しても、裁判上、裁判外を問わず一切異議の申し立て、請求を行わないことを誓約した示談書を相手方と取り交わした。

6 損害賠償金の支払

賠償額は、区が契約している自動車賠償保険から支払われたため、区から相手側への直接の支払いは生じない。

7 事故再発防止策等の実施

援助課係長会を緊急で開催し、事故原因を分析したうえで、援助課職員に情報共有を行うとともに、子ども家庭総合支援センターで車両を運転する支援課職員を含めて、一堂に会する会議においても、情報共有及び車両運転時の注意喚起を行った。

今後も安全教育の推進と指導を徹底し、事故の発生防止と安全運転に努めていく。

8 事故現場（地図）

